

特別支援学級に通われる児童生徒の保護者様へ

特別支援教育就学奨励費について

特別支援教育就学奨励費とは障害のある児童生徒が小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶにあたって、学校で必要な費用の一部を国と地方自治体（朝日町）が補助する仕組みです。援助を希望される方は下記のとおり申請をしてください。（所得審査あり）

○特別支援教育就学奨励費の対象となる方

- ・小中学校の特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者
- ・通常の学校で学ぶ、学校教育法施行令第22条の3に定めた障害の程度に当てはまる児童生徒の保護者（裏面参照）

☆ 補助が受けられる割合は、世帯の収入や家族構成に応じて決まります。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・第1区分：収入額÷需要額＝1.5未満 | 下記表のとおり |
| ・第2区分：収入額÷需要額＝1.5以上2.5未満 | 下記表のとおり |
| ・第3区分：収入額÷需要額＝2.5以上 | 交通費のみ |

- ※ 収入額…（総所得額-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除）/12
需要額…おおむね生活保護基準の1カ月分
- ※ 生活保護や就学援助制度を利用されている場合は対象外となります

○特別支援教育就学奨励費交付項目及び限度額（年額）

第1区分及び第2区分の場合

・学用品費	小学校 5,820円	中学校 11,370円
・校外活動費（宿泊無）	小学校 800円	中学校 1,155円
・校外活動費（宿泊有）	小学校 1,845円	中学校 3,105円
・修学旅行費	小学校 10,790円	中学校 28,860円
・新入学学用品費	小学校 28,530円	中学校 31,500円
・オンライン通信費	小学校 7,000円	中学校 7,000円
・給食費	実費の半額	
・交通費（電車代）	実費分	

（令和7年度）

○特別支援教育就学奨励費の交付

- ・特別支援教育就学奨励費は各学期末（7月、12月、3月）に振り込みます。
- ・受給認定を受けても今まで通り毎月の定例集金はお支払いいただきます。

○申請手続について（毎年ごとに申請が必要です）

- ・申請場所は教育委員会教育課（役場 2 階）です。
- ・申請書は朝日町ホームページからダウンロードできます。申請書に必要事項を記入し、教育委員会教育課へ持参又は郵送していただくか、学校へ提出してください。

○申請の締切日

令和 7 年 5 月 1 5 日（水）まで（郵送可）

- ※ 教育課窓口での受付は平日 8：30～17：15 です。
- ※ 交付を認められた方へは 6 月中旬～下旬頃、交付決定通知でお知らせする予定です。

（参考）

学校教育法施行令第 22 条の 3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

朝日町教育委員会 教育課
〒510-8522 朝日町大字小向 893 番地
TEL:059-377-5657
（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）